

9月1日から

乳幼児医療費の助成対象年齢を拡大します

子育て家庭を応援!!

お子さんの健やかな成長とご家庭の経済的負担を軽減するため、お子さんが病気やけがなどで医療機関に入院・通院したときの保険診療医療費の一部を助成する制度です。

子ども(旧乳幼児)医療費助成制度とは?



乳幼児医療費は、現在、小学校就学前（6歳になる年度末）まで助成を行っていますが、9月1日診療分から、助成対象を中学校3年生（15歳になる年度末）まで拡大し、名称を乳幼児医療費から「子ども医療費」と変更します。

ここでは、その概要についてお知らせします。

市民課保険年金係 ☎ 1148

どつやって申請すればいいの? 医療費助成を受けるためには、資格登録が必要です。該当者（平成6年4月2日〜平成15年4月1日生まれ）

給付の対象は?

(平成21年9月1日現在)

対象者	義務教育修了(中学校卒業)までの子ども ※15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるお子さん
対象医療費	健康保険適用分の自己負担額（加入保険の高額療養費制度や附加給付制度による給付がある場合は、それらを控除した額）

鳥羽市内に住所があり、健康保険（社保・国保・共済・企業健保など）に加入しているお子さんが対象となります。※生活保護や障害者、一人親家庭等医療費助成を受けている場合を除きます。

受給資格証はいつにも限るの? 平成21年度（平成20年分）所得額によって判定後、8月下旬に受給資格証を発送します。

医療費の助成を受けるには?

- には、7月上旬に申請書を送ります。申請書に記入の上、市民課（市民文化会館1階）窓口か各連絡所に提出してください。※平成15年4月2日以降に生まれたかたは、手続きする必要はありません。※申請書提出の際は、大変混雑が予想されます。申請書にあらかじめ記入の上、添付書類を確認して提出していただきますようご協力をお願いします。
- 提出に必要なもの
- 福祉医療費受給資格認定申請書
 - 保険証のコピー（鳥羽市の国民健康保険以外のかた）
 - 通帳のコピー（金融機関名・支店名・預金種目・口座番号・口座名義人が確認できる面をコピーしてください）
- 提出期限 7月21日(火)

提出に必要なもの

- 福祉医療費受給資格認定申請書
- 保険証のコピー（鳥羽市の国民健康保険以外のかた）
- 通帳のコピー（金融機関名・支店名・預金種目・口座番号・口座名義人が確認できる面をコピーしてください）

提出期限 7月21日(火)

表1 保護者所得制限限度額表

扶養親族等の数	限度額
0 人	5,320,000円
1 人	5,700,000円
2 人	6,080,000円
3 人	6,460,000円
4 人	6,840,000円
5 人	7,220,000円

制限はありませんが、医療費助成は税金でまかなわれています。財源には限りがありますので、適正な受診を心がけてください。

医療費助成に制限はあるの?

医療費の助成を受けるには? 県内の医療機関で受診したときは、健康保険証と一緒に受給資格証を提示してください。お支払いいただいた健康保険適用分医療費が、3か月後に登録口座に振り込まれます。県外の医療機関で受診したときは、保険適用分の点数が分かる領収書を1か月分まとめて、市民課窓口か各連絡所に提出してください。県内分と同様に登録口座に医療費が振り込まれます。